

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年10月5日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 8 番 内 田 裕 夫
 9 番 小 寺 均

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可)
- 議案第 2 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認
について (納税猶予 (出口))
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
て (利用権設定)
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
て (所有権移転)
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
て (農地中間管理権)
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
(農用地利用配分計画)
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に
ついて (5 条届出)
- 報告第 2 号 農業用施設 (農地法施行規則第 29 条第 1 号) の建築
届出について (農業用施設)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時間になりましたので、平成30年第10回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
1件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））
5件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
5件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）
1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権）
6件
- 農用地利用配分計画案に関する意見について（農用地利用配分計画）
1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）
2件
- 農業用施設（農地法施行規則第29条第1号）の建築届出について（農業用施設）
1件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名します。8番の内田裕夫委員、9番の小寺委員でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につい

(会長)

て、3条許可受付番号13につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる9月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

1番 藪内委員

2番 村田委員

10番 西村職務代理者

13番 林勉委員

15番 曾束委員

20番 林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号13につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書の方もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い申し上げます。

(●●委員)

議案第1号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号13の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

3条の移転でございます。よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号13に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)を議題といたします。

受付番号5について、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号5につきましては議案書2ページをご覧ください。

今回、議案第2号出口で、特に審議いただきたい案件もございますので、今回相続税納税猶予の復習ということで、資料の方を皆様にお配りさせていただいております。資料の方は、相続税納税猶予制度のあらましと書かれたA4の縦書きの書類になっております。

(資料を用いて納税猶予制度についての説明)

それでは、議案第2号受付番号5の方に戻らせていただきまして、議案書2ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号5番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題がないと思われ
ます。以上です。

(会長) 議案第2号受付番号5の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないよう
でございませう。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号5について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署の方に報告をいたします。

それでは続きまして、受付番号6につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号6につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございませう。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページ、3ページの写真の左上、●●●●●●●●●●、●●でございませう。それと4ページ、これは4つとも
の写真です。それと5ページ、こちらは上の2枚の写真、●●●●●●●●●●と中島西河原5の農地でございませう。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長) ただ今、議案第2号受付番号6の説明と報告が終わりました。この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署の方に報告をいたします。

続きまして受付番号7について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第2号受付番号7につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。7ページの写真で言いますと、上の2枚の写真、●●●●●●●●でございます。会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第2号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。以上です。

(会長)

議案第2号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号8について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号8につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページ、下側2枚の写真でございます。それと8ページ、8ページの写真は4枚ともでございます。それと9ページ、9ページ右下、●●●●●●の農地でございます。

それでは、会長よろしくお願いたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 7 ページをご覧ください。7 ページの方は、下 2 枚の●●●●●●でございます。次に 10 ページ、10 ページはこの 3 枚ともの写真が該当地でございます。11 ページ、これは 4 枚ともが該当地でございます。なお、皆さまのお手元にも、また別途で追加の資料、このような航空写真をお配りさせていただいております。●●●●●●●●でございます。本日午前中にも写真の撮影をさせていただきまして、参考に付けさせていただいております。今日現在でも、このような状況でございます。

それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第 2 号受付番号 9 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、●●●●●●●●以外は、特に問題のないものと思われます。

●●●●●●●●については、中に入ることができないほど竹がびっしり生えており、農地として適切に管理されていないものと思われます。以上です。

(会長)

はい、ただ今、現地調査の報告をしていただきました。議案第 2 号受付番号 9 の説明と報告が終わりました。この件につきましてご意見ご質問はございませんか。

写真のとおりでございます、●●の●●●●●●につきましては、このような状況なんですけども、それをふまえて、ご審議をお願いをいたしたいと思ひます。

(●●委員)

はい。

(会長)

● ● 委員。

(● ● 委員)

これ今ちょっと聞いたら、この●さん、地権者の●さんは手入れできてない、してない。実際にできてないって言うてはりますねんな。

(事務局)

はい、本人さんは、適正に管理ができていないと。今後、業者といいますかNPO団体に頼んで、きれいにしてもらうんやというふうな報告は受けております。

(会長)

だから、今日まで管理はされていなかったというようなところかなという思いをするのですのけれども。場所が普通の畑ではなしに、竹藪の状況というのもございますので、なかなか管理するのが困難だと思います。

はい、● ● 委員。

(● ● 委員)

そしたらこれ、先ほどちょっと説明聞いたけど、この分に対してだけの、その当時の価格で税金、どれくらい払ってるか知らんけど、その分がかかってくるということですか。

(事務局)

はい、これにつきましては、平成17年以前の案件でございますので、この荒廃地にしているからといって、それがすなわちすぐにこの部分だけの相続税分が払わないといけなくなるかどうかは、ちょっとこちらの方では分かりかねるんですけれども、これをきっかけにですね、税務署の方が調査に入られて、他の農地も自分がやっていないのではないかとか、もしくは、これはもう、そもそも農地ではなくなっているのではないかとかいうふうな疑いがありましたら、納税猶予が確定してしまう可能性はあるかとは思います。

(会長) まあ、通常でしたら20パーセントまでですけども、この部分だけが確定する。

(事務局) そうですね。もし、なったとしても。

(会長) この部分だけ確定して、相続税額と利子税ですね。それが乗ってきますので。相続してからの分。だから、20年分ですね、利子税が。

(●●委員) 本人さん認めてるんやから、しゃあないな、これ。

(●●委員) 竹林ってしてあるのをね、農地として扱えるのかどうか。

(●●委員) それは20年前の話やな。

(●●委員) うん、相続税の申告しやはった時に、竹林として農地扱いで税務署が対象にしてるんかどうかというところがある。

(事務局) 竹林につきましては、竹の子であったりとか、竹を取って売ってはったりとかいうことが適正にされておるのであれば、竹林であっても対象地であるというふうにはうかがっております。

(●●委員) その辺の判断を税務署はどうするかやろうな。だから、農業委員会の判断以上の問題があると思う。

(会長) はい、●●●●委員。

(●●●●委員) 会長の方から質問という形であるんですけども、これは、どのような採決の出し方になるんですか。この部分だけを除いて賛成なんかとかいう採決の出し方になるんですか。

(会長) そういうことですね。この部分を除いて、採決と。だから、これもふまえて採決の方法は、これは適正に管理されていない、でも他の部分については適正に管理されているというような報告になります。

(事務局) 1筆ごとにその農地が適正に管理されているかされていないかというのを税務署に報告しないといけませんので。

(●●委員) ほな、採決ももちろん、1筆ずつ採っていくわけ。

(会長) 採決はこの、●●だけ除いて賛成ですかと。ほんで、●●はしませんよと、こういうようなことになるんですけれども。

はい、●●●委員。

(●●●委員) 今の最後の問題やけども、●●の分だけはしいひんということで、あかんいうことを報告するので賛成。

(会長) 管理できてないのを賛成。そうです、管理できてないという報告をします。

(●●●●委員)
員) ちょっとすいません。

(会長) はい、●●●●委員、どうぞ。

(●●●●委員)
員) あの、一応これ、5年ずつの報告があると思うんですけど。前はどうなっていました。

(事務局) はい、平成17年やったかと思うんですが、全部の所有地を相続税の納税猶予にかけていると、今やったら3年ごとなんですけど、3年ごとの報告がいないという制度がありまして、この方は、一切その継続の3

(事務局)

年ごとの報告をされていないという方なんです。全部の筆を適用されましたので、で、今現在の方に関しましては、全部しようが、一部だけ相続税の適用を受けようが3年ごとの報告はあるというふうな制度に変わってはいます。

(会長)

だから以前は部分の程度、全部担保にするのか、一部担保にするのかという選択がありましたので、この方は全部担保入れはってね。だから、その相続税額に見合うものの部分にすればいいのですけれども、いやそんなんじゃないしに、私が持っている全部を担保に提供しますということで全部を出してはるんです。

(●●●●委員)

ということはあかんねんや。一部やないんやもんね。全部やと。

(事務局)

通常の方でしたら、3年ごとに農地の方を確認して、ということがあるんですけれども、この方については3年ごとの確認がなされていない方というふうな形です。

(会長)

3年ごとがあれば、その段階で引っかかってくるんやけど、無かったんやね。

(●●委員)

全部担保の場合は、それが必要とされていないからね。

(事務局)

この土地につきましては、以前から●●の委員さんから荒廃地だということで、ご報告をいただいていた案件やと思いますので、指導文書も送らせていただいていたところでございます。

(●●●●委員)

ほな、農業委員会としては、アウトということでね、一応。

(会長)

それでは続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号59と受付番号60につきましては、借り手が同じでございますので、まとめて審議をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号59につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページ、上2枚の写真でございます。

また、受付番号60につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真同じページ、12ページの下2枚の写真でございます。

利用権の設定につきましては、本日5件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

それでは、議案第3号受付番号59ならびに60の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。

本件該当地については、両件とも特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号59と受付番号60の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号59と受付番号60について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして9ページですね、受付番号61について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号61につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページ、上2枚の写真でございます。及び14ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号61の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号61の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定です。よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第3号受付番号61について、可とするこ

(会長)

とに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号62について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号62につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページ、16ページ、17ページの3ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

はい、続きまして議案第3号受付番号62の案件につきまして、報告をいたします。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号62の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号62について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 次に、受付番号 63 につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 63 につきましては議案書 11 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 9 ページ、右下の写真、●●●●●●●●でございます。会長よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) はい、続きまして議案第 3 号受付番号 63 の案件につきまして、報告をいたします。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第 3 号受付番号 63 の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございますか。

特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 63 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、所有権移転を議題といたします。

これから審議をしていただく受付番号 12 につきましては、●●委員に関する案件でございますので、

(会長)

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いすることでございます。

(●●委員 午後2時15分 退席)

(会長)

それでは受付番号12について、事務局より説明をお願いします。

(●●●●委員 午後2時15分 退席)

(事務局)

議案第4号受付番号12につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、京都府農業会議が行う農地売買支援事業に基づくものでございまして、農業会議の方から担い手である●●さんの方に所有権が移転される内容でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページ、上2枚の写真をご覧ください。

所有権移転につきましては、本日1件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(●●●●委員 午後2時16分 入室)

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●委員)

議案第4号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号12の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。所有権移転の分でございます。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号12の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時17分 入室)

(会長)

はい、●●委員に入室をしていただいたところで次に進めたいと思います。続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案第6号農用地利用配分計画案に対する意見についてにつきまして、関連する内容でございますので、一括の議題とします。

これから審議していただく議案第5号受付番号4から受付番号9までと議案第6号受付番号3につきましては、●●委員に関する案件でもありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限によりまして、退席のお願いをいたします。

(●●委員 午後2時17分 退席)

(会長)

それでは議案第5号受付番号4から受付番号9と議案第6号受付番号3につきましては、関連する内容でございますので、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号4につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、農地中間管理事業に伴うものでございまして、地主の方から京都府農業会議に貸し付けるというものでございます。その後、京都府農業会議から担い手農家であります、右下備考欄にある方にさらに又貸しするというようなものでございます。

続きまして議案第5号受付番号5につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。この方につきましても、この右下備考欄の方に最終的に貸し付ける内容となっております。

続いて議案第5号受付番号6につきましては議案書15ページでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

続いて、議案第5号受付番号7につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、議案第5号受付番号8につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、議案第5号受付番号9につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

続いて、議案第6号の方に移らさせていただこうと思うのですが、議案第6号受付番号3につきましては議案書19ページから23ページでございます。先ほどの議案第5号の案件を●●さんが一括で借り受けるというような内容になっておりまして、19ページは借り受ける方の農業経営の状況でございます。その次の次のページ、21ページのほうが、先ほど第5号議案で出てきた土地が、一覧となって載っております。このような形で、一括で借りられます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページ、右上と下2枚の写真でございます。続いて6ページ、この2枚の写真でございます。続いて18ページ、下2枚の写真でございます。最後に19ページ、この2枚の写真でございます。これが該当農地となっております。

農地中間管理権につきましては、この本日の6件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号4から受付番号9及び議案第6号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。以上です。

(会長)

議案第5号受付番号4から受付番号9と議案第6号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

ちょっと膨大な資料がありましたけど、同じような内容でございます。よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号4から受付番号9の可否については、可とし、議案第6号受付番号3については、「意見なし」と町に回答することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、議案第5号受付番号4から受付番号9については、可とすることに決定し、議案第6

(会長)

号受付番号3については、「意見なし」と町に回答をいたします。

(●●委員 午後2時24分 入室)

(会長)

●●委員に入室をいただいたところで、これで、審議の方は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

これから報告をしていただく報告第1号受付番号5につきましては、●●委員に関する農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出についての案件でありますので、当該事案の報告開始から終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後2時24分 退席)

(会長)

それでは、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号5につきましては議案書24ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真20ページをご覧ください。

本件につきましては、9月26日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号5の報告がありました。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

よろしいですか、特に、ご意見ご質問もないようでございますので、次の報告に入りたいと思います。

(●●委員 午後2時26分 入室)

(会長) それでは、受付番号6につきまして、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 報告第1号受付番号6につきましては議案書25ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真21ページをご覧ください。

本件につきましても、9月26日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第1号受付番号6の報告がありました。この件につきまして、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、次の報告に入りたいと思います。

それでは、報告第2号受付番号2農業用施設の建築届出につきまして、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 報告第2号受付番号2につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページ、下2枚の写真をご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第2号受付番号2の報告がございました。これにつきまして、何かご意見ございますか。

(会長)

農小屋の建築届出でございます。よろしいですか。
特にご意見ご質問もないようでございます。

これで、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わります。

午後2時27分 終了